令和6年10月28日

都道府県綱引連盟事務局　各位

公益社団法人日本綱引連盟
会　　長　　　　　　　石井　良之
技術審判委員会委員長　安斎　一二

服装（ユニホーム）及び、公認審判員研修会免除届出書について

深秋の項、貴連盟におかれましては益々のご清栄のことと、お慶び申し上げます。また、日頃より綱引競技の発展、競技者拡大等、連盟事業にご尽力をいただきまして誠にありがとうございます。
さて、表題についてご案内をさせていただきます。つきましては、競技者、審判員、及び関係者の皆様へご周知いただけますようお願いいたします。

・服装（ユニホーム）について
競技規則　第1　総則　8　服装　（1）服装　①競技中の服装
ショートパンツ、スポーツシャツ及びストッキングの標準的なスポーツ用の服装とし、チームで統一する。男女混合の場合は、男子、女子で統一されていれば良い。ただし、ユニホームの補修は、必要最小限とし、かつ、裏側からとする。

補足
・上衣：同色・同デザインで統一する事。（チーム名、マーク）
・パンツ：同色・同デザインで統一する事。（チーム名、マーク）
・スパッツ:長短は問わないが同色系で統一する事。
柄物は不可とする。（ラインは別）
・ソックス：長短色の統一は問わない。（今後統一の方向性を検討中）

※2024中央研修会において周知済みの内容です。

・公認審判員研修会免除届出書について
公認審判員規程　責務　第4条
2　公認審判員は、次の各号に定める研修会を受講しなければならない。
（1）　公認審判員 AAA を有する者は、連盟が主催する研修会を、２年に１回以上受講しなければならない。

但し、やむを得ず受講できない場合は、連盟技術審判委員会へ研修会免除届出書（様式Ⅳ－①）を提出しブロック研修会を受講することでその年度を出席と認める。

（2）　公認審判員 AA を有する者は、連盟またはブロック連盟が主催する研修会を、２年に１回以上受講しなければならない。

但し、やむを得ず受講できない場合は、連盟技術審判委員会へ研修会免除届出書（様式Ⅳ－②）を提出し地方連盟研修会を受講することでその年度を出席と認める。

上記の通り、やむを得ず受講できない場合は、様式Ⅳ－①または様式Ⅳ－②に記入し、地方連盟経由で技術審判委員会へ提出してください。（下位の研修会を受講後に提出）技術審判委員会確認（印）後に返送します。なお、提出様式及び記載例をご確認ください。

日本綱引連盟理事・技術審判委員会委員長　安斎　一二
969-1512 福島県二本松市上川崎字西竹 102
TEL・FAX0243-52-2338 携帯 090-3127-2519
E-mail　ankatsu12@viola.ocn.ne.jp